

G-モバイル 通信サービス利用規約

当社は、G-モバイル 通信サービス利用規約に含まれる以下の条項(以下、「本条項」といいます。)に従い、ソフトバンクモバイル株式会社(以下、「ソフトバンク」といいます。)が保有する電気通信設備を利用して、本件サービスの契約者(以下、「契約者」といいます。)に対して、第1条に定める通信サービス(以下、「本件通信サービス」といいます。)を提供します。

(通信サービスの内容)

第1条 本件通信サービスとは、以下に定めるサービスを総称していいます。

(1) 通信基本サービス

- ① 3G通信網を使用して行う電気通信サービス。なお、当該通信サービスの顧客番号は、当社が別途契約者に対して提示するものとします。
- ② 前号に定める通信サービスに付加して提供を行う、以下に定めるサービス。なお、これらの機能の詳細は、別途当社が定めるものとします。
 - ・ 自動着信転送機能
 - ・ 留守番通信機能
 - ・ メッセージデータ機能
 - ・ 電子メール機能、指定先情報接続(インターネット接続)機能

(2) 通信付加サービス

- 前項に定める通信基本サービスに付加して提供を行う、以下に定めるサービス。
- ・ 通信中着信機能。なお、当社が別途指定する料金の支払いを要するものとします。
 - ・ 国際アウトローミング機能
 - ・ 指定先情報接続(インターネット接続)制限機能

- 2 本件通信サービスには、ソフトバンクが提供する通信サービスにて提供される多者通信機能、迷惑通信防止機能、着信短縮ダイヤル機能、指定通信課金機能、位置情報検索機能、ステータス通知機能、指定情報配信機能、特定情報接続機能、グループ管理機能、内線通話機能、呼出音指定機能は含まれないものとし、契約者はこれを了承するものとします。
- 3 契約者は、国際アウトローミング機能、PCを通じた指定先情報接続通信機能を利用する場合、当該機能にかかる料金は、本件サービス料金に含まれず、別途当社が指定する通信料の支払いを要するものとします。
- 4 当社は、契約者回線番号1番号ごとに1の本件通信サービスを提供するものとし、1の本件通信サービス契約が成立するものとします。この場合、本件通信サービス契約者は、1の本件通信サービス契約につき1人に限ります。

(顧客番号)

第2条 本件通信サービスの顧客番号(携帯電話番号その他の番号)は、当社が定めるものとします。

- 2 本件通信サービスを利用するための顧客番号の管理、利用等については、本件通信サービスご利用者の責任において行っていただきます。当社は、本件通信サービスを利用するための顧客番号の管理、利用ならびに第三者の使用等による本件通信サービスご利用者に生じる損害または不利益について、一切責任を負わないものとします。
- 3 契約者回線からの通信については、その契約者回線の顧客番号を着信先の契約者回線へ通知します。ただし、その通信について契約者がこの取扱いを拒むときは、この限りではありません。

(3G チップの貸与)

第3条 当社は、契約者へ3Gチップを貸与します。この場合において、貸与する3Gチップの数は、1の契約につき1とします。

- 2 当社は、3Gチップを貸与する前に、3Gチップについて、顧客番号その他の情報の登録、変更又は消去を行います。
- 3 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する3Gチップを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- 4 3Gチップの貸与を受けている契約者は、次のいずれかに該当する場合には、本条の規定に基づいて貸与している3Gチップを速やかに当社が指定するサービス取扱所に返還していただきます。
 - (1) その本件通信サービスに係る契約を解除し又は解除されたとき。
 - (2) その他3Gチップを利用しなくなったとき。
 - (3) 当社が別に定めるサービスの種類の変更を行ったとき。
- 5 その他3Gチップの貸与については、G-モバイル モバイル端末レンタルサービス利用規約に定められた本件端末機器の貸与条件に準ずるものとします。

(本件通信サービスの利用中止)

第4条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本件通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) ソフトバンクの電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 特定の契約者回線から多数の不完了呼(その契約者回線が相手先の応答前に発信を取り止めるものをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めるとき。
 - (3) その他ソフトバンクが提供する3G通信サービスの利用が中止されるとき。
- 2 当社は、前項の規定により 本件通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

(本件通信サービスの利用停止)

第5条 当社は、契約者がG-モバイル利用約款総則第11条第1項に定める事項その他以下に定める事項の一に該当した場合、当社が定める一定期間、本件通信サービスの利用を停止することができるものとします。

(1) 契約者が当社が定める一定の利用料または利用時間を超える本件通信サービスの利用を行った場合。

- 2 当社は、前項の規定により 本件通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

(通信)

第6条 本件通信サービスを行う通信の種類、通信利用の制限、通信時間等の測定等については、ソフトバンクが提供する通信に準ずるものとします。

- 2 契約者回線との間の通信は、その契約者回線に接続されている移動無線装置がソフトバンクの営業区域内に在圏する場合に限り、行うことができます。ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
- 3 当社は、本件通信サービスに関連して使用する通信設備、プログラム、ソフトウェア等の改変義務を負わないものとします。

(保守)

第7条 本件通信サービスの保守について、当社は、ソフトバンクが提供する保守内容に従うものとし、契約者は、これを了承します。

(禁止行為)

第8条 契約者は、本件サービスの利用にあたり、以下を遵守するものとします。

- (1) 故意に契約者回線を保留したまま放置し又は当社が提供する付加機能を利用して多数の通信を行う等、通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (3) メッセージデータ機能、電子メール機能の利用において、法令若しくは公序良俗に反する、又は他者に不利益を与える等の不適切な行為を行わないこと。
- (4) メッセージデータ機能、電子メール機能の利用において、特定電子メールの送信を行う場合は、特定電子メール法に定める表示を行うこと。
- (5) メッセージデータ機能、電子メール機能の利用において、特定電子メールの送信を行う場合は、特定電子メールを送信しないよう求める旨を当該送信者に通知した者に対して、特定電子メールの送信を行わないこと。
- (6) 前各号によるほか、特定電子メール法の規定に違反してメッセージデータ又は電子メールを送信する行為を行わないこと。
- (7) 国内の諸法令に違反する行為またはそのおそれのある行為、当社または第三者の権利(知的財産権、プライバシー権、名誉権を含みますが、これら

に限られません)を侵害する行為またはそのおそれのある行為、犯罪行為その他の違法行為を幫助、教唆、助長する行為を行わないこと。

(責任の制限)

第9条 当社は、本件通信サービスを提供すべき場合(本件通信サービスの利用中止及び停止の場合を除く)において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本件通信サービスが全く利用できない状態(当該契約に係る全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、本件通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本件通信サービスに係る料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により本件通信サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 当社が、本条の定めにより責任を負う場合を除き、当社は、本件通信サービスにおいて、契約者の損害に対して、一切の責任を負わないものとします。

以上